

(公表用様式)

業務再点検結果報告

組織名	中国四国農政局島根農政事務所	連絡先	0852-24-7311
所管する業務の概要	食の安全・食に対する信頼の確保、農業の持続的な発展と食料の安定供給の確保及び農政改革の推進、そのための統計データの収集・提供等。		

1. 基本的な心構え・行動	
・現在行っている取組や工夫	・点検によって得られた課題とその改善策
<p>職員の接遇については、緊急提言を受け、すぐに取り組む事項として所内研修を実施し、8月にも職員全員を対象に接遇マニュアルに基づく研修を実施。</p> <p>職員一人ひとりが、農林水産省の一員として、国民の方に不快な印象を与えることのないよう、常に明るくあいさつ、親切・丁寧な対応をとるよう心掛けている。</p>	<p>来客、電話対応等で敬語、謙譲語の誤用が見受けられたことから、職員相互で対応について指摘・助言を行う。</p> <p>苦情への対応について、不慣れな職員もいることから、国民からの意見・要望・苦情等への対応を適切に行うため、今後とも各対応マニュアルの周知や業務知識の習得を図る。</p>
<p>職員一人ひとりが担当している業務の遂行に当たっては、農林水産省ビジョン・ステートメント(農林水産省の目標像)の理念を理解して行動すること。また、常に食の安全につながっているとの認識をもって行動することとしている。</p>	<p>部署によっては、担当している業務が食の安全に関連しているとの認識が希薄な職員が見受けられるため、所内で食の安全にかかる研修を繰り返し行うことにより、意識を高めて行く。</p>
<p>国民への情報提供及び国民からの意見、要望、苦情等への対応に当たっては、迅速・丁寧・正直に対応することを基本として、事務的に処理することなく、最後までフォローすることに努めている。</p>	<p>職員全員が政策外交員となるべく、緊急的に取り組む施策等について、全職員にメールで内容を知らせ普及・啓発に努めている。また、一部の部署では業務研鑽の一環として重要な施策について、メールを活用し、概要、解説を行っているが、今後は全部署で取り組む。</p>

2. 政策・事業の企画立案・推進	
<p>・現在行っている取組や工夫</p> <p>政策・事業の推進、補正予算の周知等に当たっては、農政事務所主催の会議にとどまらず、外部機関主催による会議も活用し、また、積極的に外部機関へ説明、PRに出向くなど取り組んでいる。</p> <p>内容が幅広いことから、照会ないし説明を求められ、その場で詳しく回答出来ない場合も、所内の担当部署、又は上局に照会し出来る限り迅速に回答している。</p>	<p>・点検によって得られた課題とその改善策</p> <p>担当分野にかかる政策や事業等については理解しているものの、分野以外の施策の概要を詳細に理解することは困難であるとの課題もあり、そのため、今後とも所内研修(業務研鑽含む)の充実化を図り、全員が政策外交員として活動するべく知識の向上を図る。</p> <p>なお、国民からの問い合わせに対し、迅速に対応すべく業務に関わる部署の担当窓口を整理し、確実に担当部署へ繋いで行く。</p>
<p>職員全員が政策外交員との意識を高めるため、農商工連携や農家等に有益な事業については、全職員へメール等で情報提供し、利用者の掘り起こしに努めている。</p>	

3. リスク管理	
<p>・現在行っている取組や工夫</p> <p>外部からの情報提供は、関係部署はもとより所内で共有し些細な情報であっても迅速に上司や同僚に報告・相談し、大事に至らないよう努めている。さらに、他職員の失敗事例を検証し問題発生 of 未然防止に役立てている。</p> <p>また、報告事項等内容について、取りまとめた職員の他に複数の職員がチェックしている。</p>	<p>・点検によって得られた課題とその改善策</p> <p>外部から情報提供を受けた際、職員に問題意識がない場合、一人ではリスクが潜んでいるかどうか分からないことがあるため、必ず報告・連絡・相談を徹底する。</p>
<p>機密性の高い書類の保管庫は、退庁時には必ず施錠して、盗難等による個人情報等の漏洩防止に努めている。</p>	<p>個人情報等を取り扱う業務が多いが、一部には机の上に放置したままの状態も見られたことから、離席をする際には上司等が声掛けを行い、机の上に放置することなく整理し、個人情報等の機密の保持を図っていく。</p>

4. 食の安全に関する取組	
<p>・現在行っている取組や工夫</p> <p>国民の食の安全を脅かす事案を再び繰り返さないという強い意識のもと、食の安全にかかる内容については、重点テーマとして所内研修を実施している。</p> <p>また、事故米穀不正規流通事案を風化させないためにも、事務室内に案件を総括した「a f f」の掲示、朝礼で折りに触れて「食の安全」に携わっていることの重要性を認識するよう努めるなど部署ごとに工夫している。</p> <p>食の安全に関わる情報を消費者懇談会等の開催を通して消費者団体等へ正確にわかりやすく情報提供している。</p> <p>食に関わる担当職員は、普段から買い物等で量販店、小売店等に出かけた際は、食品表示等には細心の注意を払うとともに、鳥インフルエンザ等が発生した場合は、不適正な表示がないか全職員が確認して、問題があった場合は担当部署へ繋いでいる。</p>	<p>・点検によって得られた課題とその改善策</p> <p>部署によっては、担当している業務が食の安全に関連しているとの認識が希薄な職員が見受けられることから、事案は常に現場で起きるとの認識を持ち、食の安全にかかる研修を繰り返し行うことにより、意識を高めて行く。</p>
5. その他の重要な取組（円滑な組織運営の実現に関する取組）	
<p>・現在行っている取組や工夫</p> <p>各部署とも定例の打合せの際、各係の業務進捗状況や課題等について報告し合い、全員で課題解決を図っている。</p> <p>また、部署によっては毎日の朝礼で職員が輪番で数分間スピーチを行い、プレゼンテーション能力の向上及び職員が自由に意見が言える環境を醸成している。</p>	<p>・点検によって得られた課題とその改善策</p>